



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

欧州

2017年6月2日

イタリア銀行問題、公的支援へ道すじ

自力再建を断念したモンテパスキ銀への国家救済が模索される一方、公的資金による救済を回避する方針が国際間で合意されているため、この問題は揺れ動きましたが今回の合意により問題は解決に向け前進したと見られます。

イタリア銀行問題：モンテパスキ再建策にイタリアとEUが原則合意、公的支援に道

欧州連合(EU)の執行機関である欧州委員会は2017年6月1日、イタリアの国内銀行、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ(モンテパスキ)への公的支援を承認することで、イタリア政府と大筋合意したと公表しました。同行は2016年12月に伊政府へ公的支援を要請するなど資金繰りの悪化が懸念されており、イタリア銀行問題の象徴的なケースと見られています(図表1参照)。モンテパスキ支援については承認を巡って欧州委とイタリア政府の協議が難航し、金融不安の再燃さえ懸念された局面もありました。なお、公的支援の正式承認にはモンテパスキによる再建計画の提出や、最終的に欧州中央銀行(ECB)の承認などが必要です。

どこに注目すべきか：

モンテパスキ、BRRD、再建計画、個人投資家

モンテパスキが2016年12月に増資に失敗、自力再建を断念したことから国家による救済が模索されてきました。一方、リーマンショック後、金融機関に対する国家支援では公的資金(税金)の使用を回避する方針が国際間で合意されています。イタリアの銀行問題はこの狭間で揺れ動きましたが今回の合意により、イタリア銀行問題は、公的支援による解決の方向に前進したと見られます。

欧州委員会が公表した声明から注目点を述べます。

1点目は、今回のモンテパスキへの公的資金注入による救済はEUのルールに準拠すると表現されていることです。確かに、EUのルール(指令)、特にBRRD(銀行再建・破綻処理指令)ではEU加盟国が公的支援による自己資本の増強は支払い能力など条件が満たされた場合にのみ可能と規定されています。モンテパスキが該当するか長い議論が続けられてきましたが、今回例外的ながら、合意に達しています。

次に、声明でEUはモンテパスキに不良債権の処理、収益回復に向けたコストカットを厳しく求めており、欧州委員会はリストラの最終案を提示する模様です。モンテパスキの再建計

画の詳細は現段階、公表されていませんが、数千人の人員削減や数百カ所の支店閉鎖などが含まれるとの観測が報道されています。

なお、声明ではモンテパスキの問題について最近の経緯がまとめられています。主な点は、2016年7月に公表されたEU全体の銀行の健全性テスト(ストレステスト)でモンテパスキの問題に焦点が当たったこと(結果は最下位)が述べられています。また、2016年12月には増資を試みるも失敗し、ECBは88億ユーロ(約1兆1千億円)が必要と試算しています。

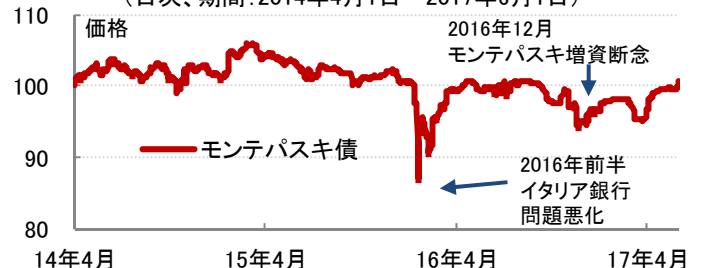
なお、イタリア中銀の見通しによると、このうち66億ユーロが政府拠出、残りは債権者が負担すると見込んでいます。声明では、債権者の損失負担についてはモンテパスキの株主と支払順位が低いジュニア債保有者が負担するとだけ述べています。

最後に、モンテパスキ問題で頭痛の種となっていた個人投資家の問題ですが、声明によると、こちらも救済の方向で合意された模様です。詳細は不明ながらリスクについて「適切な説明」を受けずにモンテパスキのジュニア債を購入した個人投資家には救済の道が用意されている模様です。

ただ、イタリアの銀行が抱える不良債権は巨額で、モンテパスキに続いて公的支援の対象となる銀行の憶測報道も見られます。当面は不安定な動きも想定されます。

図表1：モンテパスキ債(利率3.625%、2019年4月償還)

(日次、期間：2014年4月1日～2017年6月1日)



出所：ブルームバーグのデータを使用してピクテ投信投資顧問作成

記載された銘柄はあくまでも参考として紹介したものであり、その銘柄・企業の売買を推奨するものではありません。



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。